

# 働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付要綱

令和5年4月18日  
一般社団法人 神奈川県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定めた「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業交付要綱によるものその他、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が一般財団法人日本海事協会（以下「日本海事協会」という。）が実施する「運転者職場環境良好度認証制度（以下「働きやすい職場認証制度」という。）の認証取得に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図ることを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成対象事業者は、日本海事協会が実施する「働きやすい職場認証制度」の登録証書が交付された、会費の滞納がない会員事業者。ただし神ト協の助成金を申請する場合には神奈川県内に本社を置く会員事業者に限る。

- 2 助成対象単位は、営業所毎ではなく、法人を1単位とする。
- 3 日本海事協会が示す働きやすい職場認証制度の登録証書が交付されたもの。
- 4 新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料。

（全ト協助成金）

- 5 同位認証継続にかかる審査料・登録料。（全ト協助成金）
- 6 一つ星新規認証取得に係る登録料。（神ト協助成金）
- 7 登録業種については、トラック事業者を助成対象とする。
- 8 新規入会事業者については、入会日以降に登録証書の交付を受けたものを対象とする。

※6については、4の新規認証取得（1つ星）と併用で申請することを可能とする。但し、神奈川県トラック協会の令和4年度働きやすい職場認証制度取得促進助成金が交付された会員事業者は除外する。

## (助成額)

第3条 助成金は、別表の助成金交付額に定めるものとする。

#### (助成対象期間及び受付期間等)

第4条 令和5年3月1日から令和6年2月29日までに登録証書の交付を受けたものを対象とする。但し、第2条第4項及び第5項については、令和4年4月1日～令和5年3月31日に登録証書の交付を受けた分についても、助成の対象とする。また、第2条第6項については、令和5年2月20日から令和5年2月28日までに登録証書の交付を受けたものについても、令和5年度予算にて助成をする。

- 2 申請書の受付期間は、令和5年6月1日から令和6年2月29日必着までとする。なお、上記期間内であっても予算に達した場合、その時点までとする。

#### (助成金の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする会員は、働きやすい職場認証制度取得促進助成金申請書に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに協会窓口に提出する。また、郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

- 2 添付書類等、必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

#### (助成金の決定)

第6条 神ト協は前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付決定通知書を事業者に通知する。

#### (助成金の交付)

第7条 神ト協は前条の働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付決定通知書に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

#### (助成金の返還)

第8条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

#### (その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は令和3年4月1日より適用する。
2. 令和4年4月20日改訂
3. 令和5年4月18日改訂

別表 助成金交付額

	助成対象	助成額
1	一つ星新規認証取得（神奈川県トラック協会助成金） ※新たに一つ星を申請し、登録証書が交付された会員事業者	①登録料の1/3 上限20,000円 ②新規認証取得（全日本トラック協会助成金）上限30,000円と併用申請が可能。但し、神奈川県トラック協会の令和4年度働きやすい職場認証制度取得促進助成金が交付された会員事業者は除外する。 併用額 例：①上限20,000円+②上限30,000円=上限50,000円
2	新規認証取得（上位認証取得を含む）（全日本トラック協会助成金） ※一つ星、二つ星、三つ星を新たに申請し、登録証書が交付された会員事業者	30,000円を上限
3	同位認証継続（全日本トラック協会助成金） ※同位の認証を継続して申請し、登録証書が交付された会員事業者	20,000円を上限